介護予防ケアマネジメントにおける個人情報提供の同意等について

　介護予防ケアマネジメントにおける個人情報提供の同意等につきまして、次のとおりお取り扱いいただきますようよろしくお願いします。

1　介護予防支援対象者及び第1号介護予防支援事業対象者

通常、いきいき支援センターが「重要事項説明書兼契約書」等において、本人（利用者）及び家族の同意を書面で得ていますので、わたしのカルテ等で改めて同意を得る必要はありません。

わたしのカルテ等で同意を得る必要がある場合は、いきいき支援センターから連絡します。

2　同意確認後のわたしのカルテの同意欄

重要事項説明書兼契約書又は1枚目のわたしのカルテで個人情報提供の同意が得られている場合は、それ以降のわたしのカルテで同意を得る必要はありません。

3　わたしのカルテの記載内容変更時の同意等

個人情報提供の同意を得た後、わたしのカルテの記載内容に変更があった場合に、改めて利用者及び利用者の家族の同意を得る必要はありません。

なお、記載内容に変更があった場合、改めてわたしのカルテを作成し、変更箇所及び記入日、介護保険被保険者番号、名前、性別、生年月日、住所、電話番号並びにFAX番号を記載し、欄外に「記載内容以外は前回記載（前回記入日：　年　月　日分）と同じ」と記載するか、作成済みのわたしのカルテの該当箇所を変更（修正）し変更箇所の横に変更年月日を記入することとします。

4　要支援認定更新時及び事業対象者更新時のわたしのカルテの作成

要支援認定更新時及び事業対象者更新時には、改めてわたしのカルテを作成することとします。

前回のわたしのカルテが存在する場合は、変更箇所及び記入日、介護保険被保険者番号、名前、性別、生年月日、住所、電話番号並びにFAX番号を記載し、欄外に「記載内容以外は前回記載（前回記入日：　年　月　日分）と同じ」と記載することで差し支えないこととします。また、変更箇所がない場合も同様とします。

この場合、2のとおり、わたしのカルテによる同意は必ずしも得る必要はありません。

5　いきいき支援センターへのわたしのカルテの提出

　3及び4によりわたしのカルテを作成した場合は、いきいき支援センターへ提出してください。